

第1回 学校適正配置検討会議
(九条東小学校・九条南小学校、
九条東小学校・九条北小学校 合同会議)

～ 多様な仲間とふれあい、切磋琢磨する環境をめざして ～

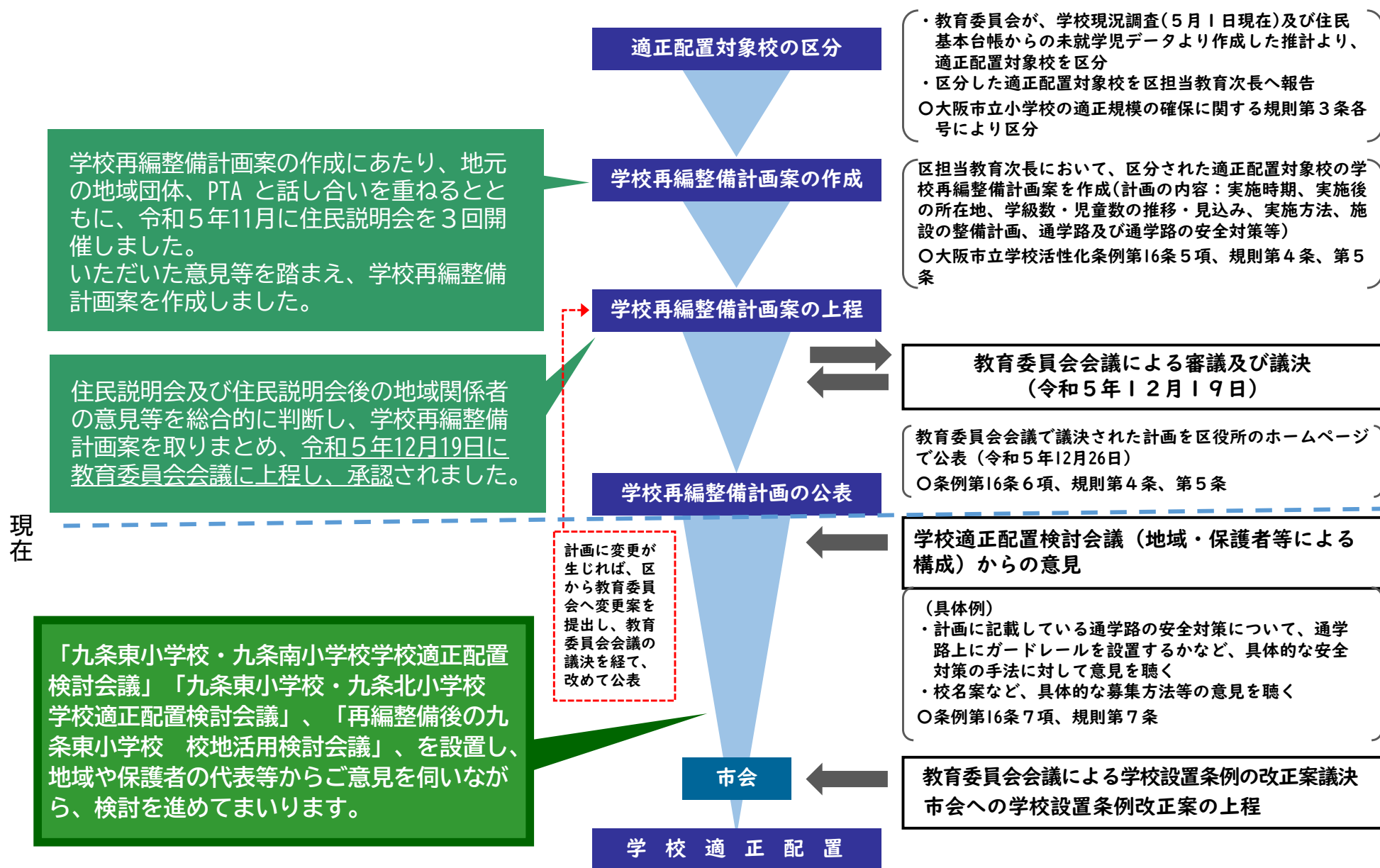


令和6年3月15日
大阪市西区役所

1 経緯

- 「大阪市立学校活性化条例」では、適正規模(12～24学級)を満たさない学校について、学校再編整備計画の作成が必要です。
- 九条地域にある3つの小学校はいずれも、現時点で12学級を上回らない見込みとなっており、とりわけ九条東小学校は令和6年度以降複数の複式学級編成が避けられない見込みです。
- 子どもたちには一定の集団規模が必要で、学校再編を行うことが現状取りうることのできる最善の策と考え、関係地域の皆さんと話し合いの上、令和5年12月19日の大阪市教育委員会会議において、令和11年4月(予定)に、九条東小学校を九条南小学校と九条北小学校に統合する案が承認されました。
- 環境整備や学校の魅力化など円滑な統合に向け、地域関係者の意見をお聞きし、区役所で検討するため、本件会議を設置することとしました。

2これまでの経過と今後の進め方(フロー)



3 「九条東小学校・九条南小学校 学校適正配置検討会議」 「九条東小学校・九条南小学校 学校適正配置検討会議」について

設置趣旨

区役所から学校再編整備計画について具体的な計画をお示しし、
委員よりご意見を聴取

委員構成

九条各地域の地域住民

九条3小学校の児童の保護者

九条3小学校の学校協議会の構成員 など

※各地域から5名 計15名以内

意見聴取事項

- ・ 学校再編整備計画に関すること
- ・ 学校名、標準服、その他統合に向け必要な事項 など

4 学校適正配置検討会議委員・会議について

委員について

役割:

再編整備計画の内容を統合校の実情に応じてより良い計画にするため、地域住民や保護者の代表として、西区担当教育次長に意見を表明

任期:

統合する日の前日まで(令和11年3月31日まで)
※3ページ「委員構成」に記載の要件から外れることとなった場合は交代

服務:

職務上知りえた非公開の情報を任期中・退任後も漏らすことの禁止 など

解嘱:

心身の故障により職務の遂行が困難となった場合
服務に抵触する行為があった場合



会議について

招集者:

区担当教育次長

開催頻度:

年2～3回

開催手法:

原則公開。ただし、非公開情報を取り扱う場合は当該項目について非公開とすることができる。

非公開情報の例:

個人情報で公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある

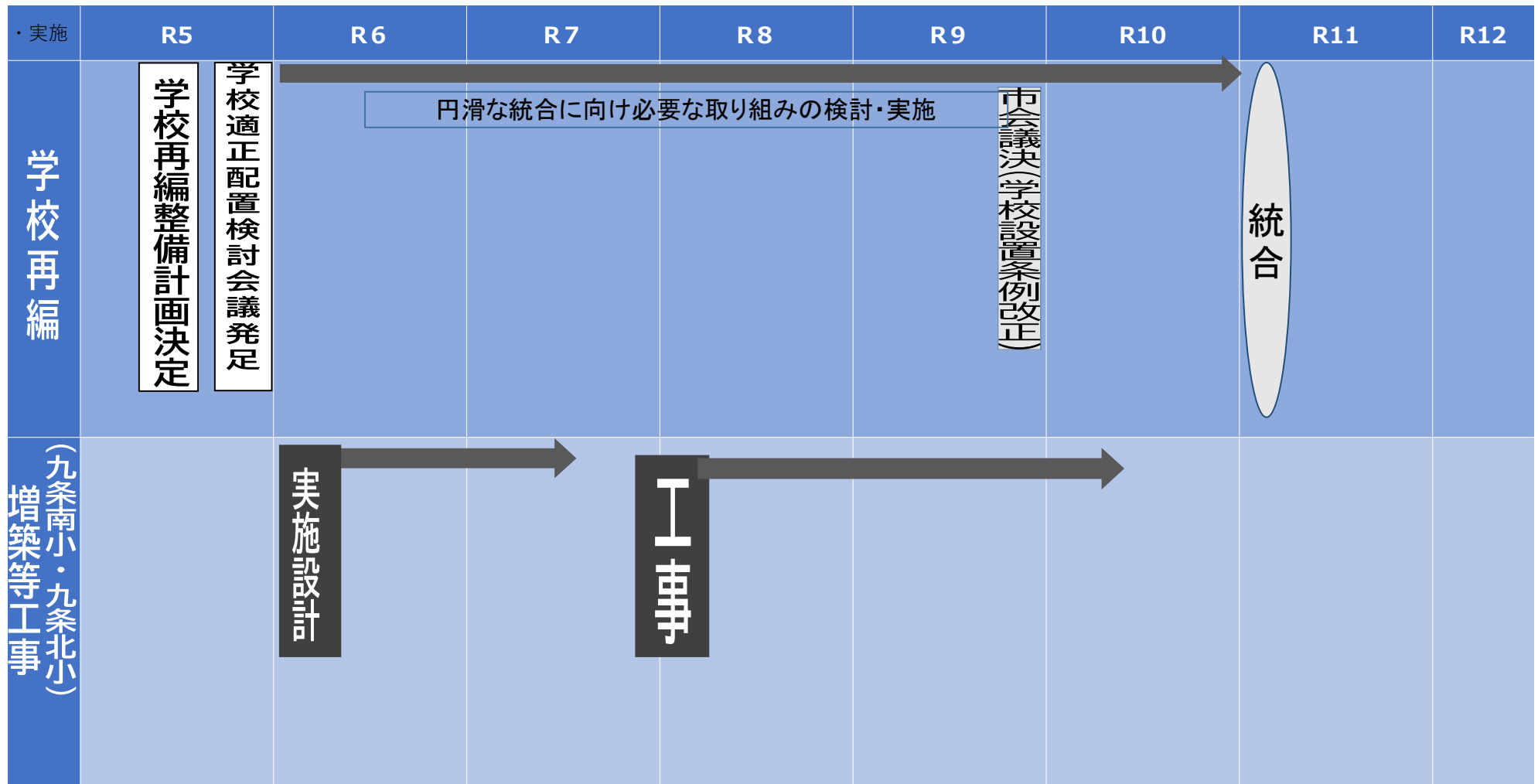
法人その他の団体に関する情報で公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある

本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることで当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある など

その他

区担当教育次長が必要と認めるときは保護者、地域住民その他関係者に対し、会議の出席を求め、意見を聴取することができる

5 九条地域小学校の再編 想定スケジュール(令和6年3月時点)



※「増築等工事」については、老朽化に伴い、次の工事も一体的に実施予定
 九条南小学校：講堂兼体育館の改築
 九条北小学校：講堂兼体育館及びプールの改築

※実施に際し必要となる予算・条例の改正等については市会の議決が必要

6ー1 学校適正配置検討会議で取り扱う事項について

(1) 学校再編整備計画に関すること

① 新しい学校の教育内容、魅力・特色づくりについて

例：現小学校から継承すべきもの、新しく構築するもの等について

② 円滑な統合に向け、必要な事項について（本市再編インセンティブ制度を活用）

・九条東小学校における教員加配

・標準服・学校指定の物品が変更となる場合の購入費用

・その他例：統合の影響を受ける令和6年度新1年生以降の児童を対象とした学校間交流

通学路に危険箇所がある場合の安全対策

学校選択制で九条東小学校を選択した児童の令和11年4月統合時の学校選

択の取扱いについて など

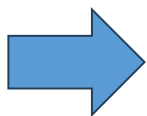
(2) その他

① 学校名について

② 九条南小学校・九条北小学校の校舎増築等の工事の進捗に係る報告 など

6-2 検討事項に係る区役所 想定スケジュールについて(イメージ例)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
○九条東小学校における教員加配	措置				
○転入により標準服・学校指定物品 が変更となる場合の購入費用				品目・数量の積算	予算執行
○学校間交流	前年度末までに学校長・区役所で対象学年・実施内容等を調整の上、当該年度に交流を実施				
○通学路に危険箇所がある場合の 安全対策	九条東小から2校へ通う 通学路の内部検討等	通学路点検	関係機関への対策実施要望・折衝		関係機関による対策の 実施
○学校名について	可否の決定			条例改正案 市会準備・ 審議	
○九条東小校区外から九条東小を 選択した児童の統合時の学校選択 方法	決定				
○九条南小学校・九条北小学校の校 舎増築等の工事に係る進捗	業者決定や工期など、決定段階で適宜、報告	運動会など代替案の検討・調整			
・				工事進捗等による修正など	
※標準例であって、規模や校名変更内容等によってはスケジュールが異なる					

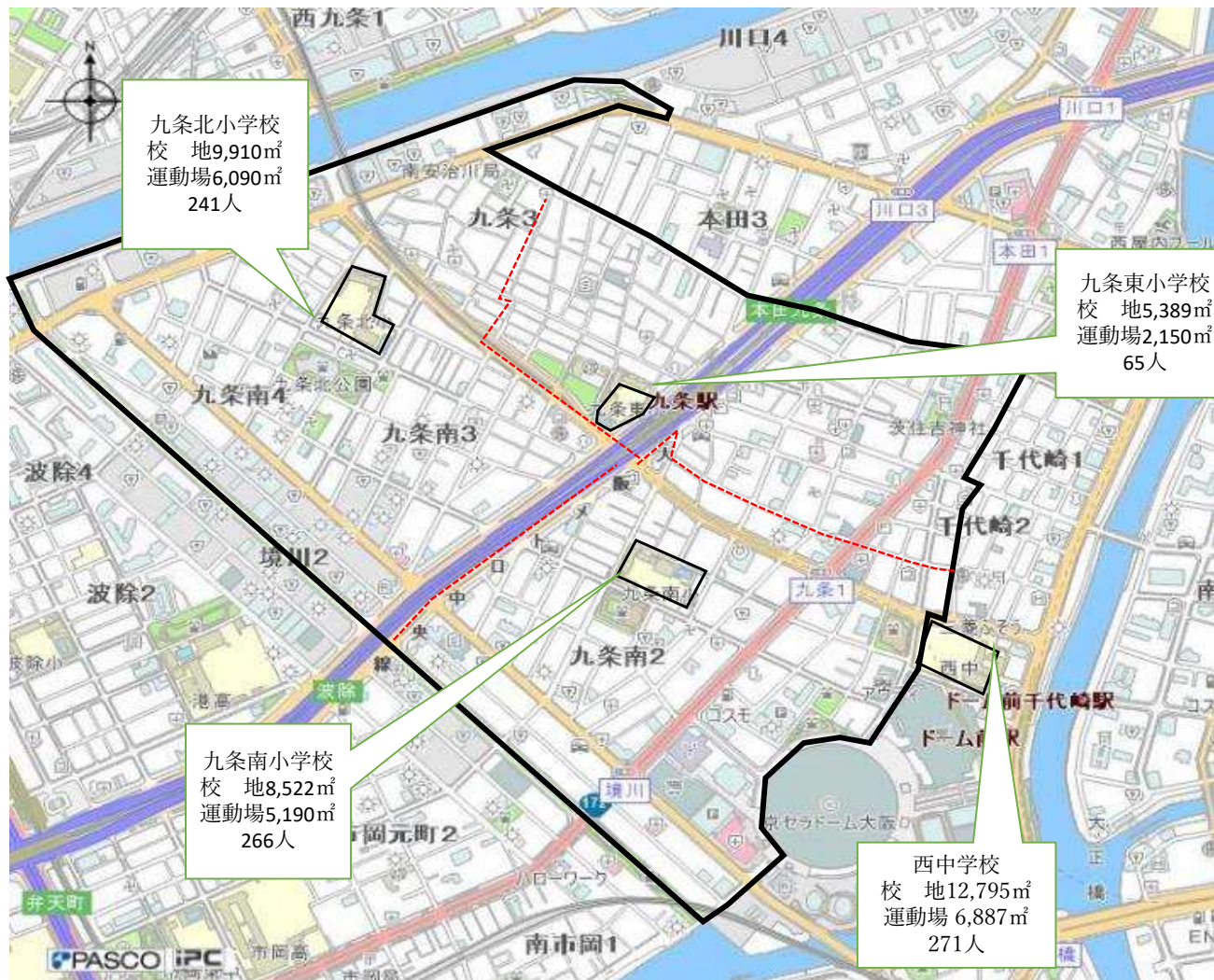


令和6年度の会議において、他の検討事項について洗い出し及び想定スケジュールの作成を行う

7 学校再編後の九条東小学校 校地活用検討会議で取り扱い、 当会議では取り扱わない事項について

- (1)再編整備後の九条東学校校地(以下「校地活用」という。)における地域防災拠点機能や地域コミュニティ機能に関すること
- (2)再編整備後の学校校地の活用方策に関すること
- (3)その他、校地活用に関し必要な事項に関すること

8 【参考】西区九条地域における小学校の配置状況



9 事務局

○担 当 西区役所 総務課教育担当

○電 話 番 号 06-6532-9743

○電子メール tf0001@city.osaka.lg.jp